

(案)

秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業の共同実施に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と【事業者名】（以下「乙」という。）は、秋田県秋田市下新城地区の再エネ工業団地（以下、「再エネ工業団地」という。）における電力供給事業者選定のための公募型プロポーザルの審査結果を受けて、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の調達・供給・発電等の機能を担う電力供給事業（以下「電力供給事業」という。）の立ち上げに向けて以下のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲が造成・売却する工業団地への企業誘致を促進するとともに、再エネ工業団地における再エネ比率が100%の電力（以下「再エネ100%電力」という。）の安定的な供給の実現に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

具体的には、次に掲げる事項の実現を目的とする。

- ① 再エネ工業団地に立地する企業に対し、再エネ100%電力を安定的かつ継続的に供給できる電力供給事業を成立させること。
- ② 当該電力供給事業について、技術面及び経営面の両面から、入居企業が安心して事業活動を行うことができる信頼性及び持続性を確保すること。
- ③ 競争力のある電気料金水準の実現を通じて、再エネ工業団地への企業誘致及び立地の促進を図ること。
- ④ 本事業を通じて、地域における脱炭素化の推進、秋田県産洋上風力発電をはじめとする再エネの積極的かつ有効な活用、並びに県内産業の発展や地域経済への波及効果の創出に資すること。

第2条（誠実協議）

甲及び乙は、本協定及び電力供給事業の円滑な推進のため、相互に誠意をもって協議し、信頼関係のもとに解決を図る。

第3条（事前協議）

電気料金の大幅な変更、電力供給の停止、事業の撤退、その他本事業の継続又は入居企業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生するおそれがある場合には、乙は事前に甲と協議する。

第4条（役割分担）

1. 甲及び乙は、本協定締結の前提となった募集要項に記載された「中核事業者等の業務範囲」及び「県の業務範囲・協力事項」に該当する内容を基本として、それぞれの役割を分担し、誠実に遂行する。
2. 甲及び乙は、事業の立ち上げ期（再エネ工業団地への企業誘致期間）においては、前項の役割分担を踏まえ、募集要項に記載された内容を踏まえつつ、相互に連携・協力し、本事業の円滑な立ち上げに努めるものとする。
3. 甲及び乙は、事業の運営期（電力供給開始後の供給・運用期間）においては、前2項の考え方を踏まえ、募集要項に記載された内容を基本として、相互に連携・協力し、本事業の安定的かつ継続的な運営に努めるものとする。

第5条（提案内容の実現に向けた取組及び変更時の協議）

1. 乙は、募集要項に基づき提出し、採択された提案書に記載された内容（以下「提案内容」という。）について、本事業の目的を踏まえ、実現に向けて最大限努力するものとする。
2. 甲及び乙は、提案内容の実現にあたり、相互に連携・協力するものとする。
3. 社会情勢の変化、制度改正、技術的制約その他当事者の合理的な支配の及ばないやむを得ない事情により、提案内容の全部又は一部について変更又は未実現が生じるおそれがある場合には、乙は、その背景及び理由を甲に説明し、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、今後の対応方針について検討するものとする。
4. 前項の協議においては、当該提案内容について、直ちに実現できない場合であっても、将来的な実現可能性、代替手段又は段階的な対応の可否等を含め、実現に向けた方策について検討するものとする。

第6条（定期的な情報共有）

甲及び乙は、年に数回以上（原則として3か月に1回以上）、協議の場を設け、電力供給実績、再エネ比率、企業誘致の状況、入居企業等に関する情報を相互に共有するものとし、必要に応じて随時情報共有及び協議を行うものとする。

第7条（緊急時の報告）

重大事故、長期間の停電その他本事業の運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、乙は速やかに甲に報告する。

第8条（秘密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本協定及び本事業の遂行に関連して知り得た秘密情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
2. 甲及び乙は、自社の役員、従業員、委託先、協力会社その他本事業に関与する第三者に対しても、本条と同等の守秘義務を課し、その履行を確保するために必要な措置を講じなければならない。
3. 本条の規定は、当事者の退任又は本協定若しくは関連契約の終了後も有効に存続する。

第9条（協定期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から事業開始後 20 年間を目途とし、期間満了後も必要に応じ、甲及び乙による協議のうえ、延長又は新協定を締結することができる。

第10条（協定の見直し及び解除）

社会情勢の変化、法令改正又は技術進展等により、本協定の内容を見直す必要が生じた場合には、甲及び乙は事前に協議を行うものとする。また、重大な契約違反があった場合には、協定の解除について協議することができる。

第11条（不可抗力）

自然災害又はその他の当事者の合理的な支配の及ばない事由により生じた債務不履行については、当該当事者はその責を負わないものとする。

第12条（協議及び管轄）

本協定に関して疑義又は紛争が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し解決を図るものとする。協議によっても解決しない場合には、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（文書の作成）

本協定書は 2 部作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各 1 部を保管するものとする。

(案)

甲

(住所)

(团体名)

(代表者)

乙

(住所)

(团体名)

(代表者)